

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）
企画プロポーザル募集要領

本事業は、令和8年度の当初予算成立と復興庁の交付金の交付決定を前提に事業化される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ事業化されませんので、あらかじめご了承ください。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または委託候補者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

また、本募集要領において示す業務内容及び見積限度額は令和8年4月上旬に事業開始することを前提としていますが、国の当初予算成立が遅れ、復興庁の交付金決定時期が後ろ倒しになる場合、実施期間の短縮、業務の一部及び数量の見直し等を行うことがあります。この場合、契約候補者と協議の上、業務内容及び契約金額（見積限度額を含む。）を変更する場合がありますのでご了承ください。

福島県は、被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業に係る委託候補者の選定にあたり、この業務委託企画プロポーザル実施要領に基づき、業務委託企画プロポーザルを実施します。

1 事業の目的

福島県風評・風化対策強化戦略（第6版）においては、「現在も根強い風評が残っており、風化の傾向が年々進行している」という分析がなされた。

福島県に対する良いイメージを持っている人の割合は49.0%で、目標の5割以上を達成することができなかった。また、「どちらともいえない（無関心層＝ニュートラル層）」が近年増加傾向であることから、被災地域に対する関心が低下している地域を中心に、分かりやすく正しい情報を発信することで、ネガティブ層への移行を防ぎつつ、ポジティブ層への引き上げを図る必要がある。

本事業は、東日本大震災及び原子力災害の記憶の風化抑制を図るため、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※）等の取組や魅力などの情報発信を行う。

また、ニュートラル層の被災地への関心を呼び起こすとともに、福島に対するイメージのアップデートを図り、福島県内への交流人口（伝承施設への来館者）を拡大させることを目的とする。

（※）福島県内の震災伝承施設

WEBサイト「3. 11 伝承ふくしま」で紹介している施設。

2 業務概要

（1）委託業務名

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）

(2) 業務内容

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）委託仕様書（案）のとおり。なお、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）までの期間

(4) 見積限度額

31,656,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 企画プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 福島県内に本社又は支店、営業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。

カ 募集開始からプロポーザル審査の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
 - ケ 福島県の県税を滞納している者でないこと。
 - コ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 募集要領等の入手方法
- 募集要領及び各様式等については、福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課（以下、「生涯学習課」という。）のホームページからダウンロードして入手するものとし、生涯学習課の窓口又は郵送等での配布は行わない。
- (生涯学習課の URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055b/>)

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けるものとする。

- (1) 受付期限
令和 8 年 3 月 1 0 日（火） 1 7 時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（第 1 号様式）により、生涯学習課宛てに電子メール又は郵送により提出すること。なお、電話による質問の受付は行わない。
- (3) 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、生涯学習課のホームページに公表する。（個別の回答は行わない。）

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）企画プロポーザル参加表明書（第 2 号様式）と会社概要（第 3 号様式）を提出期限までに生涯学習課に提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けないものとする。

- (1) 提出期限：令和 8 年 3 月 1 6 日（月） 1 7 時まで（必着）
- (2) 提出方法：郵送又は持参
※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の 8 時 4 5 分から 1 7 時 0 0 分とする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに生涯学習課に提出すること。

(1) 提出期限：令和 8 年 3 月 23 日（月）17 時まで（必着）

(2) 提出方法：郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（土日、祝日を除く）の 8 時 45 分から 17 時 00 分とする。

(3) 企画提案書等

ア 被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）企画プロポーザル参加表明書（第 2 号様式）の写し

※「5 参加表明書の提出」にて提出した表明書写しを提出すること。

イ 企画提案書

・任意様式。

・日本産業規格 A 4 判

・20 枚以内（表紙も 1 枚としてカウント、両面印刷の場合は 10 枚）

ウ 事業経費積算書（任意様式、ただし日本産業規格 A 4 判とする。）

エ 会社概要（第 3 号様式）

オ 業務実施体制書（第 4 号様式）

カ 直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）

キ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。）

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の 3 ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、提出不要

(4) 提出部数

ア～オ… 6 部（正本 1 部、副本 6 部）、カ～ク… 1 部（正本 1 部）

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められた場合

キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ないものとする。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

エ 提出された企画提案書等にかかる第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

8 企画プロポーザルの審査及び契約締結手続きに関する事項

プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定し、契約締結の手続きを行うものとする。

(1) 審査の方法

県が設置する「プロポーザル審査委員会」により、総合点数が最も高い提案者を契約候補者（単独随意契約の予定者）として選定する。1者の場合も審査を行うがその場合は、満点のうち6割以上の得点をもって、契約候補者とする。

(2) 審査会

審査は書面審査とする。

(3) 評価基準及び配点

別紙1「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。

(4) 通知等

審査により、委託契約者を決定後、プロポーザル参加者全員に審査結果を通知するとともに、生涯学習課ホームページにて公表するものとする。ホームページで公表する内容は契約候補者名とその総得点、契約者候補者以外の名前を非公表とした総得点とする。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議によ

り、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様を作成することがある。

イ 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

ウ 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが出来る。

エ 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあつては、契約相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注期間の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

○電子契約サービスのページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

オ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合や、契約候補者が契約を辞退した場合等は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議するものとする。

9 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

福島県ホームページにより公募する。

(2) スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和8年3月5日（木）
質問書の提出期限	令和8年3月10日（火）17時まで
プロポーザル参加表明書提出期日	令和8年3月16日（月）17時まで
企画提案書提出期日	令和8年3月23日（月）17時まで
審査会（書面）	令和8年3月24日（火）～ 令和8年3月27日（金）予定
契約締結	令和8年4月上旬（予定）

10 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課（担当：鯨岡）

電話：024-521-7784

E-mail：shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp